

高齢者福祉施設長
各 様
介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

「まん延防止等重点措置」の実施に伴う感染拡大防止の取組の徹底等について
(周知・協力依頼)

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、今般、新型コロナウイルス感染症の感染が再び拡大していることから、本県は、4月2日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づき、まん延防止等重点措置実施区域に指定されました。

このため、本県では、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を改定し、本日(5日)から5月5日までを「まん延防止等重点措置実施期間」として、まん延防止等重点措置を実施することとしています。

(URL: <https://web.pref.hyogo.lg.jp/>)

各高齢者福祉施設、介護サービス事業者の皆様におかれましては、長期に渡って緊張感の続く中での業務が継続し、負担の大きい中ではありますが、引き続き、感染拡大防止の取組を徹底いただくとともに、その際には、特に下記の点に御留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 **別添**のとおり、今年度の予算等を踏まえ、改めて新型コロナウイルス感染症に関するサービス種別ごとの対応フローと対応場面ごとに活用可能な支援施策の一覧をまとめていますので、あらかじめ内容を把握いただき、必要に応じて活用いただきますようお願いいたします。
- 2 「まん延防止等重点措置実施区域」の対策として、高齢者施設等の従業者等に対する検査の実施が挙げられています。
検査の実施方針については、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針のとおりですので、改めまして、健康福祉事務所から要請等があった場合の迅速な検査の実施への協力、任意の検査の積極的な活用等をいただきますようお願いいたします。(令和3年3月29日付け通知「高齢者施設等での感染防止対策の徹底及び検査の実施について」も御参照ください。)

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抄）

- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりが見られるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する。
特に社会福祉施設等では、職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、これらの者や関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。
更に、希望する社会福祉施設等を対象として新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対してPCR検査を実施する。
- 感染多数地域の高齢者入所施設の従事者を対象に3月末まで実施している集中的検査の範囲を拡大し、県内全域（保健所設置市を除く）の高齢者・障害者入所施設の従事者を対象とした集中的検査を6月末までに実施する。

3 「まん延防止等重点措置実施区域」の対策として、高齢者施設等で感染が発生した場合の保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の実施が示されています。

本県では、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針にも記載のあるとおり、

- ・ 県看護協会と連携し、感染者等が発生した場合に、事業所等の依頼により感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導を行う
- ・ やむを得ず感染者が施設で療養する場合に、医師や看護師の配置等、適切な健康管理体制の確保を行う施設に必要な経費を支援する
- ・ 同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合における「兵庫県協力学ーム」による職員支援を行う

等による支援がありますので、あらかじめ御承知置きいただき、事案の発生に備えた事前の準備をいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抄）

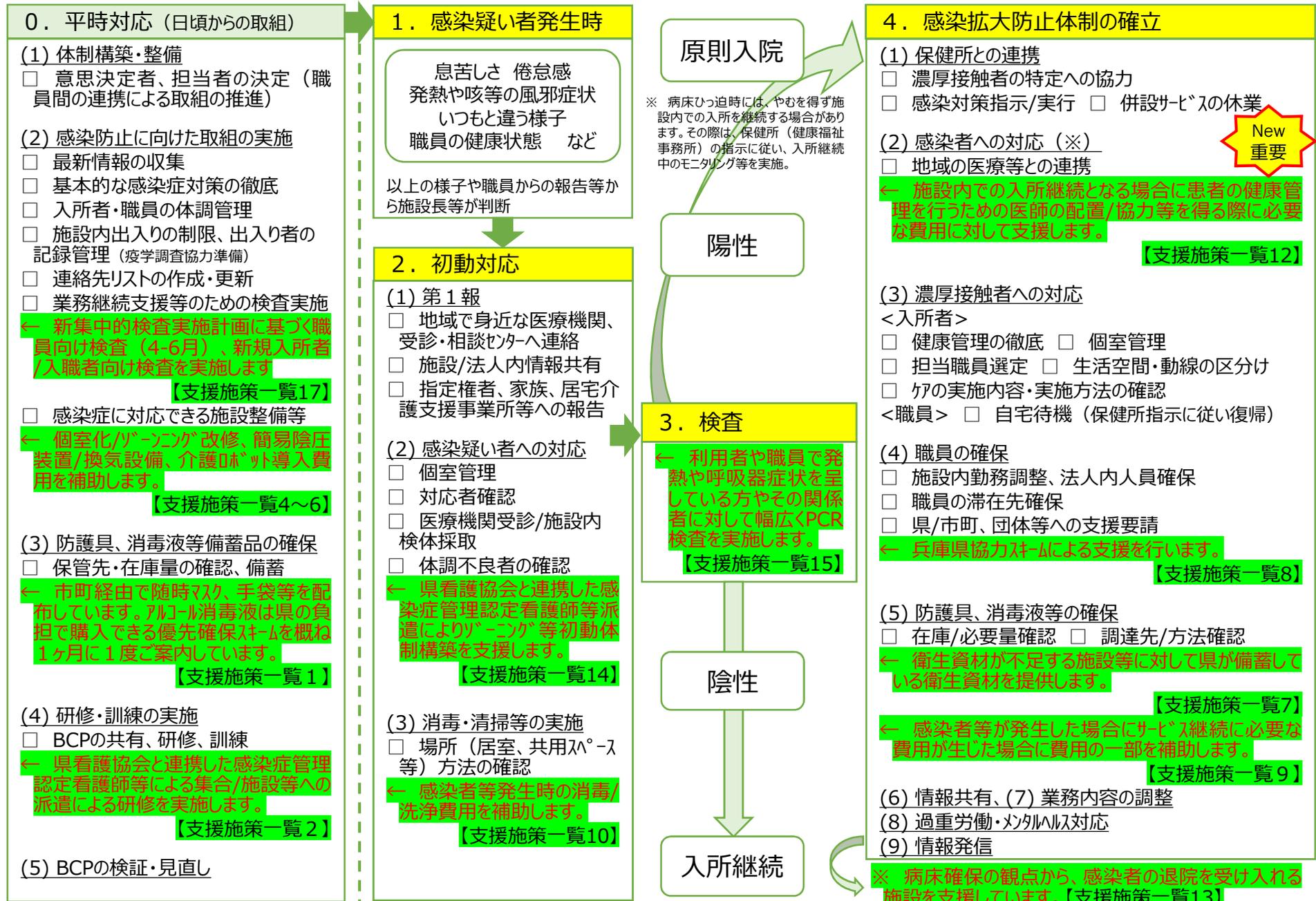
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。
 - ・ 対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等（支援金額例）感染者30人規模、健康管理30日間で想定した場合 概ね750万円
- 高齢者、障害者等の施設において、（中略）新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

高齢政策課介護基盤整備班

電話（代表）：078-341-7711 内線 3107、2945、2974

e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

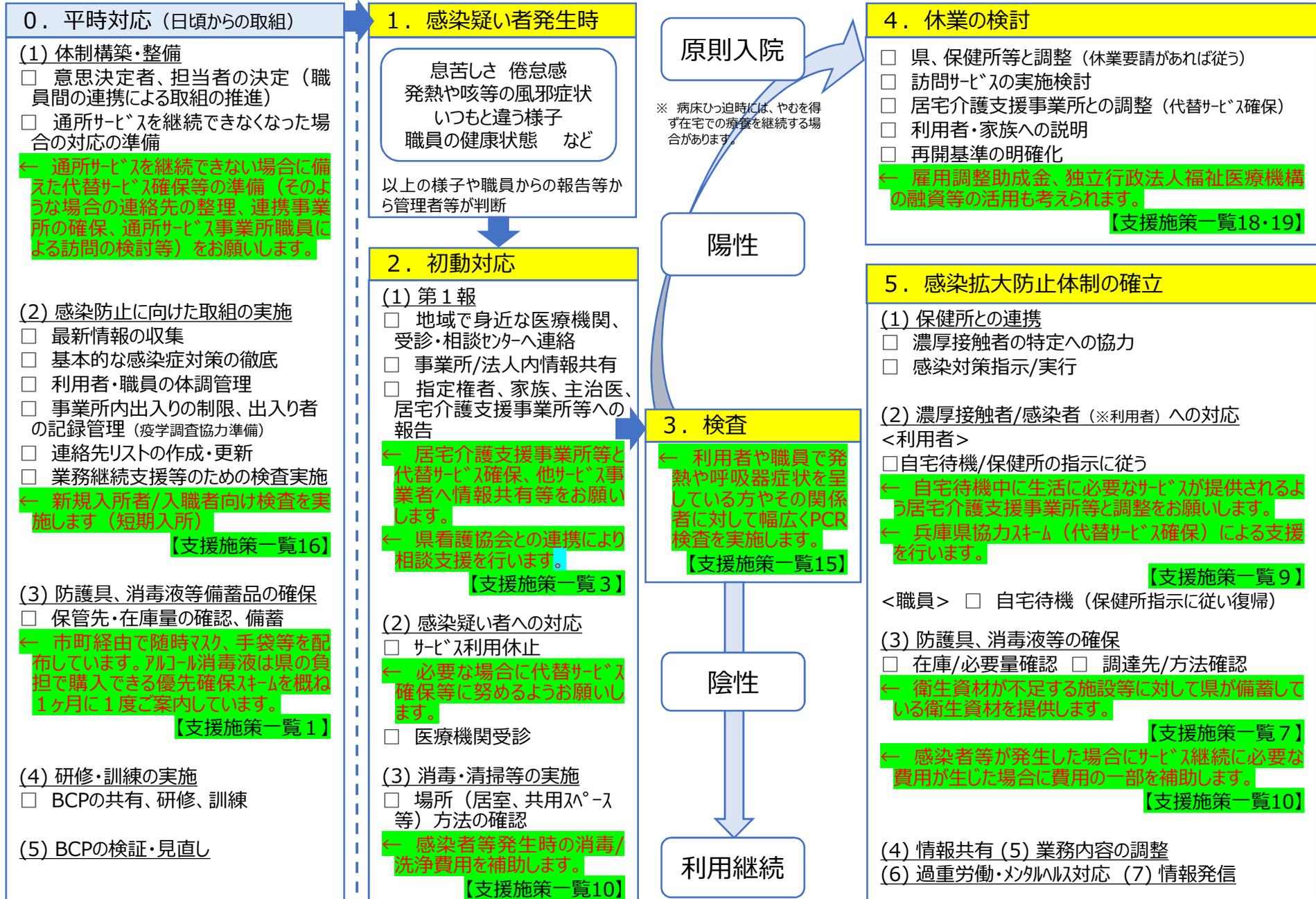
新型コロナウイルス感染症への対応フローと兵庫県の主な支援施策の対応イメージ【入所系】



New
重要

※ 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」(厚生労働省老健局)「介護現場における感染対策の手引き (第2版)」(厚生労働省老健局)等を参考に作成しています。詳細はこちらを参照ください。

新型コロナウイルス感染症への対応フローと兵庫県の主な支援施策の対応イメージ【通所系】



※ 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」(厚生労働省老健局) 「介護現場における感染対策の手引き (第2版)」(厚生労働省老健局)等を参考に作成しています。詳細はこちらを参照ください。

新型コロナウイルス感染症への対応フローと兵庫県の主な支援施策の対応イメージ【訪問系】

0. 平時対応（日頃からの取組）

(1) 体制構築・整備

- 意思決定者、担当者の決定（職員間の連携による取組の推進）
- 訪問サービスを継続できなくなった場合の対応の準備

← 訪問サービスを継続できない場合に備えた代替サービス確保等の準備（そのような場合の連絡先の整理、連携事業所の確保等）をお願いします。

(2) 感染防止に向けた取組の実施

- 最新情報の収集
- 基本的な感染症対策の徹底
- 利用者・職員の体調管理
- 事業所内出入りの制限、出入り者の記録管理（疫学調査協力準備）
- 連絡先リストの作成・更新

(3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保

- 保管先・在庫量の確認、備蓄
- ← 市町経由で随時マスク、手袋等を配布しています。アルコール消毒液は県の負担で購入できる優先確保枠を概ね1ヶ月に1度ご案内しています。
- 【支援施策一覧1】

(4) 研修・訓練の実施

- BCPの共有、研修、訓練

(5) BCPの検証・見直し

1. 感染疑い者発生時

息苦しさ 倦怠感
発熱や咳等の風邪症状
いつもと違う様子
職員の健康状態 など

以上の様子や職員からの報告等から管理者等が判断

2. 初動対応

(1) 第1報

- 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡
- 事業所/法人内情報共有
- 指定権者、家族、主治医、居宅介護支援事業所等への報告

← 居宅介護支援事業所等とサービスの必要性再検討、他サービス事業者へ情報共有等をお願いします。

← 県看護協会との連携により相談支援を行います。

【支援施策一覧3】

(2) 感染疑い者への対応

- サービス提供の検討
- ← サービス提供が必要な場合には感染防止策を徹底した上でサービス提供継続等をお願いします。
- 医療機関受診

原則入院

※ 病床ひっ迫時には、やむを得ず在宅での療養を継続する場合があります。その際は、保健所（健康福祉事務所）の指示に従い、サービス提供中の状況報告等を実施。

陽性

3. 検査

← 利用者や職員で発熱や呼吸器症状を呈している方やその関係者に対して幅広くPCR検査を実施します。

【支援施策一覧15】

陰性

利用継続

4. 感染拡大防止体制の確立

(1) 保健所との連携

- 濃厚接触者の特定への協力
- 感染対策指示/実行

(2) 感染者への対応（※）

- 感染者への最低限必要なサービスの継続等

← 在宅療養となる場合に患者が介護サービスを必要とする場合のサービス確保のため、サービス継続等の協力金又は活動費を支給します。

【支援施策一覧9・11】

(3) 濃厚接触者への対応

<利用者>

- ケアの実施内容・実施方法の確認

← 居宅介護支援事業所等を通じて保健所とも相談し、生活に必要なサービスの確保、訪問介護等の必要性を再検討し、必要な場合には適正なサービスの実施等をお願いします。

<職員>

- 自宅待機（保健所指示に従い復帰）

(4) 職員の確保

- 施設内勤務調整、法人内人員確保
- 県/市町、団体等への支援要請

← 兵庫県協力チーム（代替サービス確保）による支援を行います。

【支援施策一覧8・9・11】

(5) 防護具、消毒液等の確保

- 在庫/必要量確認
- 調達先/方法確認

← 衛生資材が不足する施設等に対して県が備蓄している衛生資材を提供します。

【支援施策一覧7】

← 感染者等が発生した場合にサービス継続に必要な費用が生じた場合に費用の一部を補助します。

【支援施策一覧10】

(6) 情報共有、(7) 業務内容の調整

(8) 過重労働・メンタルヘルス対応 (9) 情報発信